## 佐賀県選挙管理委員会告示第27号

不在者投票のできる施設の指定(昭和48年佐賀県選挙管理委員会告示第17号)の一部を次のように改正する。 令和元年8月30日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

	改正前			改正後		
1	病院		1	病院		
	名称	所在地		名称	所在地	
	略	略		略	略	
	<u>医療法人祐愛会介護老人保</u>	鹿島市大字高津原2962番地 1		社会医療法人祐愛会介護老	鹿島市大字高津原2962番地 1	
	健施設ケアコートゆうあい			人保健施設ケアコートゆう		
				<u>あい</u>		
	略	略		略	略	
2	老人ホーム		2	2 老人ホーム		
	名称	所在地		名称	所在地	
	略	略		略	略	
	<u>医療法人祐愛会介護付有料</u>	鹿島市大字高津原2962番地 1		社会医療法人祐愛会特定施	鹿島市大字高津原2962番地 1	
	<u>老人ホームレジデンスゆう</u>			設レジデンスゆうあい		
	<u>あい三丁目</u>					
	略	略		略	略	
3	略		3	略		